

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成27年11月30日
香川県知事 浜田 恵造

1. 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社ハローズ 広島県福山市南蔵王町6丁目26番7号																																							
大規模小売店舗の名称及び所在地	ハローズ円座店 香川県高松市円座町845番地3ほか																																							
変更しようとする事項	<p>1. 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項</p> <p>①駐車場の位置及び収容台数</p> <p>[変更前]</p> <table border="1" data-bbox="413 1137 987 1341"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>位置</th> <th>収容台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>店舗西(「添付図3-1」参照)</td> <td>131台</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>店舗北(「添付図3-1」参照)</td> <td>30台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>161台</td> </tr> </tbody> </table> <p>[変更後]</p> <table border="1" data-bbox="413 1415 987 1666"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>位置</th> <th>収容台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>店舗西(「添付図3-2」参照)</td> <td>129台</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>店舗北(「添付図3-2」参照)</td> <td>30台</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>店舗南(「添付図3-2」参照)</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>161台</td> </tr> </tbody> </table> <p>②駐輪場の位置及び収容台数</p> <p>[変更前]</p> <table border="1" data-bbox="413 1816 987 1966"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>位置</th> <th>収容台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>店舗南(「添付図3-1」参照)</td> <td>18台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>18台</td> </tr> </tbody> </table> <p>[変更後]</p> <table border="1" data-bbox="413 2040 987 2083"> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	No.	位置	収容台数	1	店舗西(「添付図3-1」参照)	131台	2	店舗北(「添付図3-1」参照)	30台		合計	161台	No.	位置	収容台数	1	店舗西(「添付図3-2」参照)	129台	2	店舗北(「添付図3-2」参照)	30台	3	店舗南(「添付図3-2」参照)	2台		合計	161台	No.	位置	収容台数	1	店舗南(「添付図3-1」参照)	18台		合計	18台			
No.	位置	収容台数																																						
1	店舗西(「添付図3-1」参照)	131台																																						
2	店舗北(「添付図3-1」参照)	30台																																						
	合計	161台																																						
No.	位置	収容台数																																						
1	店舗西(「添付図3-2」参照)	129台																																						
2	店舗北(「添付図3-2」参照)	30台																																						
3	店舗南(「添付図3-2」参照)	2台																																						
	合計	161台																																						
No.	位置	収容台数																																						
1	店舗南(「添付図3-1」参照)	18台																																						
	合計	18台																																						

No.	位置	収容台数
1	店舗東(「添付図3-2」参照)	18台
2	店舗北(「添付図3-2」参照)	10台
	合計	28台

2. 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①駐車場の自動車の出入口の数及び位置

[変更前]

駐車場No.	出入口の数	位置
1	2箇所	「添付図3-1」参照
2	0箇所	
合計	2箇所	

[変更後]

駐車場No.	出入口の数	位置
1	2箇所	「添付図3-2」参照
2	0箇所	
3	1箇所	「添付図3-2」参照
合計	3箇所	

変更年月日

(1)大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 平成28年7月7日
(2)大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 平成27年11月13日

変更理由

近隣住民からの要望(平成26年11月の店舗承継時の駐輪場移設又は増設要望)及び店舗周辺道路への負荷低減(既存の出入口2が交差点に近い)への対応として、駐輪場の増設及び駐車場への新たな動線通路の確保を行うため、店舗周辺の生活環境への影響緩和及びお客様の利便性の向上の観点から、上記変更を行いたい。

2. 届出年月日

平成27年11月6日

3. 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間	平成27年11月30日から平成28年3月30日まで

4. 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成28年3月30日まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経

営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570高松市番町四丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ